

臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業が長期間に及ぶことから、児童生徒等の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握し、学校再開後の教育活動等を円滑に実施するために、登校日を設定する。その際、学年、学部又は学級等を単位とする分散登校を行うとともに、資料1の「分散登校における感染症対策の基本的な考え方」に留意し、感染症対策の措置等を適切に講じること。

2 内容

- ・保護者等と連携しながら児童生徒等の心身の健康状態を把握する。
- ・学校行事や通常の授業、部活動は行わず、毎週の学習課題の提示や学習状況の確認を行う。
なお、感染拡大防止のための措置を講じたうえで、新入生に対するオリエンテーションや最終学年に対する進路相談等を実施することができる。

3 実施方法

(1) 回数、時間、実施方法等

- ① 児童生徒等に対し、週1～2回程度の登校日を設定する。ただし、今後における府域の感染拡大の状況を踏まえ、変更する場合がある。
- ② 登校日や登校時間を学年、学部又は学級等ごとに分けて設定する等により、児童生徒等の登校を分散させる。
- ③ 学校での滞在時間は2時間程度までとし、活動終了後は速やかに下校させる。個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長してもよい。

例) 《中学校・高等学校》

- ・1年：水曜日、2年：木曜日、3年：金曜日としたうえ、
午前：奇数クラス 午後：偶数クラスとする。

《支援学校》

- ・学部や学年毎に曜日を交える 等

- ④ 公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。また、一日に複数回の登校時間を設定する際は、それぞれの登校時間と下校時間とが重ならないよう時間差を設ける。

なお、支援学校の通学バスについては、教支第1205号を参照すること。

- ⑤ 登校時には児童生徒等に対して発熱等の風邪の症状がないことを確認するとともに、児童生徒等の活動を観察しながら心身の健康状態を把握する。なお、登校後に児童生徒等に発熱等の風邪の症状が確認された場合は、資料2の「体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点」を踏まえ、適切に対応すること。
- ⑥ 登下校の際は、教職員が正門付近等で誘導を行うなど、児童生徒等が密集しないよう指導する。

(2) 教室等の設定

- ① 1学級を3教室に分割するなど、1教室あたりに参集する人数は15人程度（支援学校は8人程度）までとし、児童生徒等間のスペースを十分に確保する。
- ② 教壇から児童生徒等までの距離をとるため、各教室等の1列目には児童生徒等を座らせない。
- ③ 2方向の窓を常に開放するなど、十分な換気を行う。
- ④ 体育館や視聴覚室等で活動する場合であっても、児童生徒等間のスペースを十分に確保するとともに、常に換気を行う。

(3) 児童生徒等の登校について

- ① 登校前に自宅で検温をさせ、咳や発熱等、風邪の症状のある児童生徒等は、自宅で休養するよう指導する。
- ② 医療的ケア児や喘息等の基礎疾患等のある児童生徒等は、主治医や学校医、保護者等と相談のうえ、個別に登校の判断をする。
- ③ 臨時休業期間中に保健所等より児童生徒等が自宅待機を要請（指示）されている場合は登校を控えさせる。また、児童生徒等の同居者が、保健所から濃厚接触者に指定された場合は、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。
- ④ 発熱等の症状がなくても、保護者等から新型コロナウイルスへの感染の不安があるなどの申し出等がある場合は無理に登校させない。

(4) 登校日の取扱い

- ① 臨時休業の期間は指導要録上の「授業日数」には含めない。

(5) その他

- ① 教職員はマスク等を着用し、会話等の際の飛沫の飛散防止を行う。また、登校する児童生徒等に対して、自宅を出る時から帰宅するまでマスク等を着用するよう指導する。
- ② 初回の分散登校日では、児童生徒等が感染予防の正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、手洗いまたは手指の消毒、咳エチケット（※）などについて指導する。

（※）咳エチケット：咳やくしゃみが出る際はティッシュ・ハンカチ・袖等で口・鼻を覆う、マスクを着用するなど

（参考資料）「新型コロナウイルス感染症の予防」

https://www.next.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

- ③ 登校しなかった児童生徒等には、学校から電話等で、保護者や児童生徒等に状況を確認する。
- ④ 家庭における検温や健康観察等が十分に行えない児童生徒等に対しては、学校で適切に支援する。
- ⑤ 教職員等の健康状態についても十分に確認する。